

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉停止時冷却系熱交換器（A）冷却水出口弁（A）点検において、同弁蓋締め付けボルト1本（全4本）に折損が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
2	1号機	原子炉「冷温停止」中における中性子計測系中性子源領域モニタ定例試験の実施を2週間（7/3～7/16）失念していたことが確認されたため、当該試験を計画・実施（7/17）並びに対応検討	G II	
3	1号機	定期報告書「1号機原子力発電所運転状況（H22.4・5月分）」の平均燃焼度に記載誤りが認められたため、記載を訂正	G II	
4	1号機	高圧タービン伸び・伸び差・ロータ伸び記録計の打点「第一段蒸気室内側表面温度」に指示値不良が認められたため、当該温度検出器及び記録計を点検・修理	G III	
5	2号機	制御棒（10-23）の1ノッチ引抜き操作時、2ノッチ引抜ける事象が認められたため、当該制御棒駆動水圧を下げて操作を実施	G III	
6	2号機	非常用ディーゼル発電設備（A）燃料用デイトンク室の扉に開不良が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
7	2号機	第3給水加熱器（B）ドレン水位調整弁のグランド部に水のリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	2号機	逃し安全弁（C）の排気管に温度の上昇が認められたため、対応検討	G III	
9	3号機	第1給水加熱器（C）点検において、点検口マンホール用締付ボルトのネジ山に損傷が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
10	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニットのスクラム出口弁点検において、2つのユニット（22-11、06-15）の同弁の弁棒に傷が認められたため、当該弁棒を交換	G III	
11	3号機	主タービン点検において、低圧タービン（C）のエロージョンシールド板（浸食防護板）に判定基準を超える浸食が認められたため、当該エロージョンシールド板を交換	G III	
12	3号機	主タービン点検において、低圧タービン（B）のエロージョンシールド板（浸食防護板）に判定基準を超える浸食が認められたため、当該エロージョンシールド板を交換	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	主タービン点検において、低圧タービン（A）のエロージョンシールド板（浸食防護板）に判定基準を超える浸食が認められたため、当該エロージョンシールド板を交換	G III	
14	3号機	廃スラッジ貯蔵タンク（B）レベル指示計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該指示計を点検・修理	G III	
15	3号機	燃料集合体外観検査準備作業において、使用済燃料プール底部保管のチャンネルファスナ収納バスケットの吊上げ作業を行っていたところ、吊上げ高さ約70cmで吊り具フックが外れ、隣接バスケット上部に接触後、底部まで落下（ほぼ元の位置に着座）する事象が発生した。その後、当該バスケット、接触したバスケット及びプール底面に異常の無いことを確認、今後作業手順等対応を検討	G II	
16	4号機	タービン建屋1階階段室の防火扉の蝶番に変形が認められたため、当該扉を点検・修理	G II	
17	4号機	取水設備除塵装置トラベリングスクリーン（A）の洗浄水入口圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該指示計を点検・修理	G III	
18	4号機	換気空調系ターボ冷凍機（B）凝縮器の冷却水配管（第1ベント弁出口側）にピンホール及び水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
19	4号機	換気空調系ターボ冷凍機（B）凝縮器の冷却水配管（第2ベント弁出口側）にピンホール及び水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	5号機	タービン建屋2階で原子炉冷却材再循環ポンプ化学除染装置内の水を床ファンネルに排水した際、同建屋地下1階の床ファンネル2箇所より溢水（漏えい量；合計約0.6リットル）が確認されたため、漏れた床面を汚染測定後、除染、並びに当該ファンネルを清掃	G II	
21	5号機	所内ボイラ（B）起動操作時、点火バーナの失火による緊急停止が発生した。点火バーナの詰まりが推定されるため、当該バーナを点検・修理	G III	
22	6号機	直流電源設備蓄電池室空調機のドレン配管保温材取付部より水（結露水）の滴下が認められたため、当該滴水を汚染検査（汚染なし）確認後、除去、及び当該配管のつまりと推定されるため、当該ラインを清掃	G III	
23	6号機	原子炉冷却材再循環ポンプ用電動機・発電機セット（B）補機冷却系の熱交換器（B）の淡水側排水弁にシートリーク（6秒に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
24	6号機	タービン建屋内排水ファンネル点検において、上蓋の腐食・ファンネル番号表示の不良等の多数の不具合箇所が認められたため、当該部を修理	G III	
25	6号機	廃棄物処理建屋内排水ファンネル点検において、ゴムパッキンの不良・ファンネル番号表示の不良等多数の不具合箇所が認められたため、当該部を修理	G III	
26	6号機	原子炉建屋内排水ファンネル点検において、ストレーナの腐食・ファンネル番号表示の不良等多数の不具合箇所が認められたため、当該部を修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
27	6号機	主タービン主油タンク油冷却器の排油弁の弁蓋フランジ部より潤滑油のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
28	6号機	主タービン主油タンク油冷却器の排油弁の名称板に弁番号の誤りが認められたため、当該名称板を修正	G III	
29	6号機	海水系硫酸第一鉄注入装置に注入ポンプ用潤滑油の減少が認められたため、潤滑油を補給	対象外	
30	6号機	直流電源設備蓄電池室空調機に冷却不能が認められたため、調査後対応検討	G III	
31	集中環境施設	焼却炉（B系）の排ガス放射線モニタサンプルガス流量調整弁出口圧力指示計点検において、指示値精度に判定値外れが認められたため、当該指示計を修理	G III	
32	その他	海生物処理設備汚泥貯留ホッパー（B）の切出し装置に動作不良（出口閉塞）が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	